

『後撰和歌集』七一〇番歌の子について

—時平の妻取婚説話からの藤原敦忠、滋幹の出生の考察を踏まえて—

塩島

翔

藤原時平が、伯父の大納言藤原国経から妻を奪った話は、『今昔物語集』に記されている。その後日談として『後撰和歌集⁽¹⁾』に、

大納言國經朝臣の家に侍ける女に、平定文いとしのびて語らひ侍て、行く末まで契り侍りける頃、この女にはかに贈太政大臣に迎えられて渡り侍にければ、文だにもかよはす方なくなりにければ、かの女の子の五つ許なるが本院の西の対にて遊び歩きけるを、呼び寄せて、「母に見せたてまつれ」とて、腕に書きつけ侍ける

七一〇 昔せし我かがね事の悲きは如何ちぎりし名残なるらん

返し

七一一 うつゝにて誰契劍定なき夢地に迷我は我かは

よみ人しらず

平定文

と記されており、平貞文がある女に懸想をしていたことが記されている。しかも、この懸想は時平によつて妨げられていた時期があつたようである。その時、五歳くらいになる子を呼びつけて歌を腕に記して見せるように言つた話である。『後撰和歌集』では、返歌の詠者が「よみ人しらず」となつているように、平中が歌を贈つた相手は明らかにされていない。しかし詞書から、国経、時平に嫁いだ在原棟梁女であると推測できる。では、この子は一体何者なのだろうか。それは時平の子とされる藤原敦忠と国経の子である藤原滋幹のいづれかであると推測することができる。

しかし、『後撰和歌集』の諸注では、その若君が誰かということは言及されていない。小稿では、貞文に呼ばれた子が敦忠・滋幹、どちらであるかを史料や文学作品を用いて検証し、当該歌の詠歌時期を明らかにしていくことを目的とする。

二

まず始めに敦忠の出生についてみていくことにする。『尊卑分脈⁽²⁾』の系図によると、藤原敦忠の母である人物については、

母同保忠母或在原棟梁女

と記されている。「母同保忠母」とは、『尊卑分脈』や『本朝皇胤紹運祿⁽³⁾』を見ると、本康親王の娘廉子女王のことである。また、在原棟梁女は、『尊卑分脈』在原氏系図によると、祖父に『伊勢物語』のモデルとして知られる在原業平がおり、曾祖父は平城天皇の息子の阿保親王である。廉子内親王、棟梁女、どちらの点からみても敦忠は皇統の血を引いていることになる。

さて、敦忠の母親が、棟梁女か廉子女王であるかという議論については、今井源衛氏⁽⁴⁾が

この二資料（『尊卑分脈』、『三十六人歌仙伝』）によつて、見られるように、敦忠は父は藤原時平、母は在原棟梁女である。時平が伯父の大納言国経の若妻を奪つた話は有名であるが、敦忠はその一件以後、延喜六年の出生である。また、その中将在任は承平四年（九三四）十一月から天慶五年（九四一）三月二十八日までの間である。もつとも尊卑分脈には、一説として、敦忠の母は兄保忠と同じく本康親王も併記されているわけだから、保忠との間の年齢差も大きい上に、次の資料が、棟梁女説を決定的とする。

と、述べた上で、『朝野群載』卷二と『本朝文粹』卷十四「在原氏為亡息員外納言一冊九日修『諷誦』文⁽⁵⁾」を、敦忠母が棟梁女であることとの根拠としている。これにより、今日では在原棟梁女説が多く賛同を得られており、彰考館本『願文集』卷七に所収されている敦忠三七日の『願文』に、「女弟子在原氏敬白」と記されていることからも、敦忠の母親が在原氏に関係する人物であると考えられる。「三七日願文」、ならびに「在原氏為亡息員外納言一冊九日修『諷誦』文⁽⁶⁾」には、在原の誰であるという記述はみられない。

敦忠の母について記されている説話には、『今昔物語集』卷二十一「時平大臣取国經大納言妻事第八⁽⁷⁾」や『十訓抄』卷六・二三などがある。『今昔物語集⁽⁸⁾』では、

国經ノ大納言ト云フ人有ケリ。其ノ大納言ノ御妻ニ在原ノ□ト云フ人ノ娘有リ。

と記されており、在原棟梁女であることは、本文の欠字によって、分からなくなっている。また、『今昔物語集』と同じ時平の略奪婚が描かれている『世継物語⁽⁹⁾』では、

いまは昔、くにつねの大納言と申人おはしけり。その妻にて、在原の中納言というふ人のむすめなん、えもいはずかたちきよげに、うつくし。

と、記されている。在原中納言とは在原行平のことである。一方、『十訓抄』六ノ二三⁽⁸⁾では、

御をぢの国經の大納言の室は、在原棟梁の女なりけるを、たばかりにて、わが北の方にし給ひけり。敦忠卿の母なり。

と、記されている。以上のように、「女弟子在原氏」に該当する人物は、棟梁女以外に行平女であることも考えることができるのだが、今日まで、この問題は取り上げられることはなかつた。それは、『今昔物語集』や『世継物語』が、説話であることから、史実性の高いものではなく、根拠となる資料として用いるのに、不適切であると考えられ

てゐるからであろう。これらの敦忠母をめぐる説話を比較し、史実と照らしあわせて、敦忠の母親についての考察をしてゆきたい。

『今昔物語集』巻二十二に、「時平大臣取国経大納言妻事第八」という説話をある。この説話は、前半部は藤原時平が醍醐天皇と共に謀し、自ら勅勘を受け、世間の奢侈を受けたという時平の政治的手腕を評価した話になっている。また後半部は、正月に伯父の大納言藤原国経第にて宴を行い、国経が酔っ払った際に、引き出物として妻を譲りうける話になつてゐる。『今昔物語集』と同じく左大臣時平が大納言国経から妻をもらつた話は、『世継物語』五六にも、

今は昔。国綱の大納言と申人おはしけり。其妻にて在原の中納言といふ人のむすめなん。えもいはすかたちきよけにうつくしう。大納言は歳六十よ。北の方はわつかに甘はかりにてそおはしける。いみしう色めきたる人にて。おひたる人にくしたるを。心ゆかぬ事にそおもひたりけり。

と記されている。このように、大納言の名前にも違いがある。『世継物語』に登場する国綱は、白石美鈴氏⁽⁹⁾が『世継物語』本文の校異研究を行つた際、国綱を国経と誤写したものであると結論づけられた。白石氏の御論に従い、国綱は国経の誤写であつたと考えたい。

次に、在原中納言の場合はどうであろうか。『中古三十六人伝』に拠れば、棟梁が中納言になつた見られない。在原氏の中でこの時期に中納言になつた人物は、業平の兄である在原行平である。

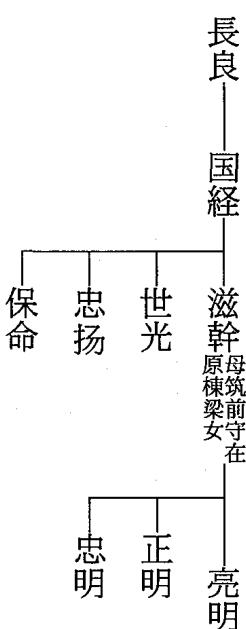
在原行平の中納言在任期間は、元慶二年（八七八）から仁和二年（八八七）までである。仁和三年からは官職を辞し、『公卿補任』には、前中納言と表記されている。『世継物語』は、平安時代後期から鎌倉時代にかけて成立したものであると考えられている。つまり、行平没後に『世継物語』が成立するが、極官を表記する場合、本文に在原前中納言と表記されるのが適當ではないだろうか。しかし、『世継物語』は、同じ内容を持つ『今昔物語集』と比べると、

誤写と思われる箇所も見られることから、本文の内容の正確さに疑いを持たざるを得ない。

では、敦忠の母は誰なのであろう。『大和物語』一一四段⁽¹⁰⁾に

本院の北の方に、まだ帥の大納言の妻にていますかりけるをりにと、記されている。帥の大納言とは太宰帥に昌泰元年から任じられている藤原国経のことである。『大和物語』は九五〇年頃に成立したと言われ、『今昔物語集』や『世継物語』より、時平達の時代に近い時期に成立している。

また、『尊卑分脈』⁽¹¹⁾では、

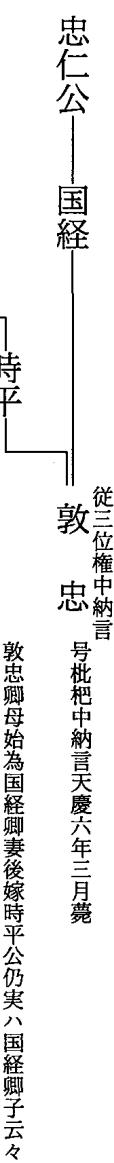


と、記されており、在原棟梁女は藤原国経の妻であつたと思われる。そして、『大和物語』などによつて、その後、在原棟梁女は、藤原時平の妻になつたようである。今井源衛氏が述べたように、「在原氏為亡息員外納言」¹²九日修₁₃諷誦文の作成依頼者は、敦忠の母親である在原棟梁女であることが確認できよう。従つて、今井氏の説に従うこととする。

また『二十一代集才子伝』⁽¹²⁾に

棟梁女、初為₁₂大納言國經室、身₁₃敦忠之後、有レ故嫁₁₂本院大臣、而生₁₃之、故実國經之子也。
と記されており、また彰考館藏『百人一首』、いわゆる「幽斎抄」に、

権中納言 時平公三男実ハ國經卿云々 母筑前在原棟梁女



と記されている。また、『大和物語』の古注釈である承応二年（一六五二）以前に成立したといわれる『大和物語鈔』^{〔14〕}では九二段の故権中納言の注に、

故権中納言 敦忠卿号也枇杷中納言時平公男実は大納言國經卿の子也

と記されている。つまり、棟梁女が時平の妻となつた時に妊娠し、敦忠を身籠つていたというのである。『百人一首』では、『百人一首切臨抄』や『百人一首師説抄』など、「幽斎抄」以降に成立した古注釈^{〔15〕}に、国經が父である説が見られる。また『大和物語』の古注釈は、『大和物語抄』『大和物語錦繡抄』『冠註大和物語』に敦忠の父が時平であると記されている。高桑佳與子氏^{〔16〕}によれば、

一〇六段「みこたち」の注釈として「親房卿の歴名抄にみえたり」とあるものが年代的に最も新しいもので、北畠親房（一二九三～一三四四）がこの書を著した以降、室町以降であることがわかる。また、北村季吟の『大和物語抄』以降の諸注釈書の名前や内容を引用していない

とあり、敦忠の父親が時平であるという説は室町時代頃に流布していたと考えられる。では、なぜ敦忠の父が国經ではないかという注が付されたのであろうか。『世継物語』に、時平の妻取り譚の後日談として、次のことが記されている。

かくてある程にうつくしげなるおのこ、うみ「み」つ。その子中納言に成て本院の中納言あつた、と云は此人成

けり。誠わすれにけり。

この一文から、敦忠は時平の子ではなく、国経の子ではないかという疑問が生じたのだろうと想像することができる。敦忠の父親が時平ではなく、国経の可能性があることについては、現在問題視されることもなく、敦忠の父は、藤原時平であると収まっている。敦忠の異父兄である藤原滋幹の出生と敦忠の父は、実は藤原国経ではないかということについても併せて検証を行っていきたい。

平安時代の出産の様子はどのようなものであつたのだろうか。『日本紀略』⁽¹⁷⁾では、

長徳二年十二月十六日壬子、中宮誕「生皇女」、出家之後云々、懷孕十二ヶ月

と記されており、永觀二年（九八四）に成立した日本最古の医学書である『医心方』第六⁽¹⁸⁾によると、

産經云。黃帝問曰。人生何如以成。岐伯対曰。人之始生。々於竄々乃始為形。々容無レ有レ乃擾為「始收」。任身一月曰「胚」又曰「胞」。二月曰「胎」。三月曰「血脉」。四月曰「具骨」。五月曰「動」。六月曰「形成」。七月曰「毛髮生」。八月曰「瞳子明」。九月曰「穀入」。十月曰「兒出生」也。夫婦人任身。十二經脉圭レ胎養レ胎。當レ月不可三針「灸其脉」也。不禁皆為「傷胎」復賊レ母也。不レ可レ不レ慎。宜下依「凶月」而避之。

と記されており、およそ十か月で生まれたと考えることができる。出産時の個人差を考慮したとしても、延喜六年は閏十二月があるため、仮に敦忠が一月に生まれたと仮定しても、棟梁女の懷妊が延喜五年二月となり、国経が父親である可能性はないと判断できる。以上のことを踏まえて、一般的な出産期間から考えると、一月の段階で棟梁女が妊娠していない可能性があるのは、敦忠が十一月から閏十二月までの間に生まれた場合であると考えることができよう。

三

敦忠の母が在原棟梁女であることは前項で確認できたことから、藤原敦忠と藤原滋幹は異父兄弟であると考えられる。要するに、敦忠には異母兄である顯忠・保忠の他に、藤原滋幹という兄がいたことになる。

藤原滋幹の生年については記録を見出せず、生年未詳と『平安時代史事典』等の辞典類には記されている。なお、滋幹が没したのは承平元年（九三二）である。『今昔物語集』、『世継物語』などに、藤原時平が在原棟梁女を叔父である大納言藤原国經から奪い妻にする話が収載されている。この『今昔物語集』に所収の話を題材にして、谷崎潤一郎は『少将滋幹の母』を書き上げた。『少将滋幹の母』は、毎日新聞社に昭和二十四年（一九四九）一月から昭和二十五年（一九五〇）二月九日まで連載された小説である。『少将滋幹の母』を出筆するにあたり、潤一郎は、国文学者榎克郎の助力を得ており、先学の研究に基づき歴史的考証がなされた上で、『少将滋幹の母』は、遺古閣文庫蔵所蔵の滋幹の日記⁽¹⁹⁾といふ架空の文献をあげることで物語が創られている。『少将滋幹の母』では、平中と時平の会話の中で、

「さあ、身の不仕合せを歎くようなことを申されて、涙ぐんでをられたこともございましたが、大納言殿はよにも親切なお人で、非常に大切にしてくれる、などゝも仰つしやつてをられました。さればどう云うお心持でおられますか、実際のところは分りかねます、何しろ可愛い若君もおいでになりますし、…」
「子達は何人をられるのです」

「お一人らしうございります。四つか五つぐらゐになられる若君ですが、…」

「ほゝう、では七十を越されてからのお子なのですね」

と記されており、滋幹は四・五歳という設定になっている。そのため、『少将滋幹の母』では母である棟梁女が時平

の妻になることで、棟梁女に会えない環境になり、滋幹は母を晩年まで思い慕うというように描かれているのである。

なお、史実では滋幹が敦忠より先に没する。『少将滋幹の母』からは滋幹を四歳に設定した根拠は、作品の中から読み取れることができない。この妻取の事件が起きた年次を特定した上で、棟梁女が裳着を行つたと思われる年を算出し、それによつて、藤原滋幹の出生した年を明らかにしていきたい。

四

まず『今昔物語集』『世継物語』に記載されている、藤原時平が在原棟梁女を叔父である大納言藤原国経から奪い妻にするという話が、いつ起きたものであるかということを考えなくてはならない。

しかし、『今昔物語集』『世継物語』に記載されているこれらの話には、内容の一部が異なる点がある。まず、これらの文学作品正確な時間を突き止めてゆくことにする。『今昔物語集』には、

此ノ大臣ハ色メキ給ヘルナム少シ片輪ニ見工給ヒケル。其ノ時ニ、此ノ大臣ノ御伯父ニテ、國經ノ大納言ト云フ
人有ケリ。其ノ大納言ノ御妻ニ在原ノ口ト云フ人ノ娘有リ。大納言ハ年八十二及テ、北ノ方ハ僅ニ廿ニ余ル程ニ
テ、形チ端正ニシテ、色メキタル人ニテナム有ケレバ、老タル人ニ具シタルヲ頗ル心不行ヌ事ニゾ思タリケル。

と記されており、國經が八十歳くらいのときに、在原棟梁女が二十歳過ぎであつた。一方、『世継物語』では、

今は昔。國綱の大納言と申人おはしけり。其妻にて在原の中納言といふ人のむすめなん。えもいはすかたちきよ
けにうつくしう。大納言は歳六十よ。北の方はわつかに甘はかりにてそおはしける。いみしう色めきたる人に
て。おひたるにくしたるを。心ゆかぬ事にそおもひたりけり。

と記されており、國經六十歳くらいの時に、在原棟梁女が二十歳くらいであつたと記されている。棟梁女を軸として

見た場合、国経の年齢が異なっていることがわかる。

では、時平の記載はどのようになっているのであろうか。『今昔物語集』では、今昔、本院ノ左大臣ト申ス人御ケリ、御名ヲバ時平トゾ申ケル。昭宣公ト申ケル関白ノ御子也、本院ト云フ所ニナム住給ケル。年ハ僅ニ卅許ニシテ、形チ美麗ニ有様微妙キ事无限シ。然レバ、延喜ノ天皇、此ノ大臣ヲ極キ者ニゾ思食タリケル。

となつており、三十歳くらいの時、左大臣の官職にあり本院に住んでいたと記されている。一方、『世継物語』では大納言の御をいてに左大臣おはしける。本院にそ住給ける。歳廿七ばかりにて。形有さま目出度いみしき人にてそおはしける。

と記されており、二十七歳くらいに大臣に任じられていると記されている。『今昔物語集』、『世継物語』の両物語では、時平と在原棟梁女の年齢がどちらもほぼ一致している。『公卿補任⁽²⁰⁾』に

昌泰二年未

左大臣 正三位 藤時平^{二十九}_(八九九) 二月十四日任。左大将如元。○内覽。

と記してあるように、時平は、昌泰二年（八九九）に左大臣に任じられている。『公卿補任』には、

延喜九年己

左大臣 正三位 藤時平^{三十}_{左大將。四月四日辰刻薨。五日贈正一位太政大臣。号本院大臣或云中御門左大臣。生年貞觀十三年辛卯在官十一年。公卿勞十九年。}

と記されており、延喜九年（九〇九）に三十九歳で没する。これにより『公卿補任』の昌泰二年は、時平が二十九歳であったことがわかる。また、国経が大納言に任せられるのは、延喜二年（九〇二）、七十五歳のことである。

ところで、『今昔物語集』、『世継物語』とも平安時代末期から鎌倉時代にかけて、成立したと考えられている。そ

ここで、説話の中に記されている時平、国経の官職が極官名で役職が記されていると考えることもできる。この両方の物語中にも、平貞文は登場している。平貞文の場合は、どのように表記されているのであろうか。『今昔物語集』では、

其ノ平中、此ノ大臣ノ御許ニ常ニ参ケレバ、大臣、「若シ此ノ伯父ノ大納言ノ妻ヲバ、此ノ人ヤ見タラム」ト思給テ、冬ノ月ノ明カリケル夜、平中参タリケルニ、大臣万ノ物語ナドシ給ケル程ニ、夜モ深更ニケリ、可咲キ事共語タリケル次ニ、大臣、平中ニ宣ハク、「我レガ申サム事実ニ被思バ、努不隱ズシテ宣ヘ。近来女ノ微妙キハ誰カ有ル」ト。平中ガ云ク、「御前ニテ申スハ傍痛キ事ニハ候ヘドモ、『我ヲ実ニ思ハゞ、不隱ズ』被仰バ申候フ也。藤大納言ノ北ノ方コソ実ニ世ニ不似ズ、微妙キ女ハ御スレ」ト。大臣ノ宣ハク、「其レハ何デ被見シゾ」。平中ガ云ク、「其ニ候ヒシ人ヲ知テ候ヒシガ、申候ヒシ也。『年老タル人ニ副タルヲ極ク侘シキ事ニナム思タル』ト聞候ヒシカバ、破無ク構テ云セテ候ヒシニ、『不憚ズ』トナム思タル由ヲ聞候テ、不意ズ忍テ見テ候ヒシ也。打解テ見ル事モ不候ザリキ」ト。大臣、「糸悪キ態ヲモ被為ケルカナ」トゾナム咲ヒ給ヒケル。

と記されている。また、『世継物語』にも同様のことが記されている。好色家であつた平貞文が宮中へ出入りを繰り返し、国経の妻であつた在原棟梁女の評判を聞いていたのである。そして、平貞文は在原棟梁女と和歌の贈答をしていた。このことは『大和物語』百二十四段などにも見られる。

平貞文の官職表記は、『今昔物語集』では、

其ノ此ノ口者ニテ兵衛ノ佐平ノ定文ト云フ人有ケリ、御子ノ孫ニテ、不賤ヌ人也、字ヲバ平中トゾ云ケル。と記され、一方、『世継物語』では、

其比すべき物の兵衛佐。みこのまこ名はいやしうもあらきりけり。あさなへいちうとそいひける。

と記されている。平貞文が兵衛佐の官職についていたのは、寛平九年（八九七）から延喜九年（九〇九）までである。平貞文の没年は、延長元年（九二三）であり、極官は左馬助であつたことから、説話の中で記されている官職名は、事件発生時の官職名であつたと考えてよいだろう。

以上のことを踏まえた上で、国経が大納言であり、かつ時平が左大臣であつた時期を考えると、延喜二年（九〇一）から延喜八年（九〇八）までが当てはまる。しかし、『公卿補任』には、

延喜二年壬戌

左大臣 従二位 藤時平 左大將。正月廿八日賜別封二千戸。

右大臣 正三位 源光

大納言 従三位 藤國經五十 正月廿六日任。

藤定國六十 正月廿六日任。右大將如元。二月廿五日兼按察使。

とあり、国経が大納言に任じられたのが、正月二十六日であると記されている。つまり、延喜二年の正月の三が日の段階では国経は大納言ではなく中納言であつたのである。『今昔物語集』では、

正月ノ三日ニ成テ、大臣、不然キ上達部・殿上人少々引具シテ、大納言家ニ御シヌ。大納言、物ニ当テ喜ビ給フ事無限シ。御主ナド儲タル程、現ニ理ト見ユ。申時打下ル程ニ渡給ヘレバ、御坏ナド度々参ル程ニ、日モ暮ヌ。と記されていることから、時平が国経の邸宅に訪れたのは、午後四時ぐらいであつたことがわかる。藤原時平が藤原国経の邸宅を訪れて宴を行つたことは、『世継物語』や『雜々集』では時平が訪れた時間は記されてはいないが、正月三日であったと記されている。そこで、時平が国経の邸宅に訪れたことは正月三日であつたと考えてよいだろう。

延喜六年正月は、『西宮記』⁽²⁾に

同（延喜）七年正月三日、（中略）昨日仲平云、仁和寺幸時、先々諸衛中少將佐等褐衣、去年幸時當色、從仰令左大臣定、此日朝左大臣申云、左右從仰可用着褐有例、又着佐當色善也、仰令着當色例服、と、延喜七年の記述の中に、延喜六年の醍醐天皇が宇多上皇に排観する朝観行幸の記述が見られ、時平が行幸に隨する者の服装のことについて助言をしている記述が見られる。『扶桑略記』⁽²²⁾に

延喜五年乙丑正月三日。行「幸仁和寺」。召「左大臣」。參御寺時。車入「寺門内」事。是不便也。此度必可レ留「門外」。未三刻。御車。近衛中將已下。皆着「褐獵衣當色接腰」。如「臨時野行幸」。出自「殷富門」。直行至「仁和寺西門」。留「車門外」。諸衛及侍臣等皆膝地。左大臣侍「門下」。時菅根朝臣出候「門下」。告「左大臣」曰。法皇仰曰。入「御輕幄」間。寺門内可レ用「腰輿」。朕曰。此寂不可。如レ此則下「舉步行」。諸司鋪「筵道」。自「門」至「幄」。左近中將中平朝臣。左近少將定方持「御劍壘」。左大臣并右大臣藤原朝臣由從「由」。朕把「笏」著「靴」。歩「自」筵道「」。入「東寢門」。持御劍等。留在戸外。至「御室」。上「南廟」。拜舞訖退出。左大臣奉「仰旨」曰。可レ入。則進既「御前座」。云々。法皇御座鋪「一枚」。上加「菅円座」。予座当「母屋第一麻南頭」。鋪「錦端疊一枚」。疊上「菅円座」。此御室所設。拜談既訖。退出還既輕幄」。御厨子所供「酒肴」。事畢還「宮」。御記上

と記されているように、延喜五年正月三日、仁和寺への行幸に左大臣時平は同行しており、延喜六年の正月の行幸にも時平は同行していると考えられる。

『西宮記』の記述によれば行幸の後に酒宴が催されており、時平が天皇主催の酒宴の席を中座してまで国経邸に行くとも考えられないため、延喜五年正月三日に時平が国経の邸宅には行っていないだろう。これによつて、藤原時平が棟梁女を国経から奪い妻にしたのは、延喜三年（九〇三）か延喜四年（九〇五）であつたと考えることができる。従つて、棟梁女が時平の妻となつた時には、敦忠を身籠つていたとは考えられず、敦忠は時平の子であるといえない

だろう。

五

『今昔物語集』における年齢表記が、登場人物の官職名を史実と照らし合せることによって、正しいものであると考えると、時平が国経から棟梁女を奪つたという事件が、延喜三年か延喜四年までの間の出来事であると、推測できると前項において述べた。『尊卑分脈』に記されているように、国経の息子には滋幹があり、敦忠の異父兄弟である。今日までに残された資料の中に、滋幹の生年を知ることができるものはない。しかし、滋幹は時平に母親を奪われる前に生まれたことだとすると、滋幹が生まれた可能性のある年の上限は、事件発生の前年である延喜二年以前であると考えてよいだろう。

滋幹の生まれた年の下限は母親である棟梁女がいつ裳着を行つたかを推測して明らかにしていきたい。裳着とは女性の成人儀礼のことである。今日まで、在原棟梁女が裳着を行つたという記録は残されていない。文学作品に描かれている裳着の描写から、在原棟梁女が裳着をした年齢を推測したい。まず、『宇津保物語』藤原の君では、
かくて、いづれともなく、けうらに在はしましける中に、あて宮は御年十二とける二月に、御裳たてまつるほどもなく、大人になり出で給ふ。

と描かれており、また『栄花物語⁽²⁴⁾』では、

大殿の姫君十二にならせ給へば、年内に御裳着有て、やがて内に参らせ給はむと急がせ給。万しつくさせ給へり。女房の有様共、彼初雪の物語の女御殿に参こみし人々よりも、是は日出し。屏風より始、なべてならぬ様にし具せさせ給て、さるべき人々々、やむごと無所に哥は読せ給。和哥は主がら南、をかしさは勝ると云らむや

うに、大殿やがてよみ給。又花山院よませ給。
と記されている。また、『源氏物語』宿木卷⁽²⁵⁾には、

十四になりたまふ年、御裳も着せたてまつりたまはむとて、春よりうちはじめて、ことことなくおぼしいそぎて、
なにごともなべてならぬさまにとおぼしまうく。

と記されている。このことから裳着は十二歳から十四歳くらいまでに行われたことがわかる。先に『今昔物語集』に
記されている年齢に従う考えを先に述べた。要するに延喜三年から延喜四年までの間に、棟梁女が二十歳ぐらいにな
つていることになる。結婚年齢を『令義解』⁽²⁶⁾では、

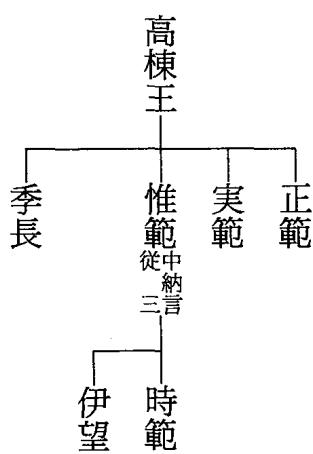
凡男年十五。女年十三以上。聽_二昏嫁。

と、定めている。裳着をすることで結婚をすることも認められたと考えることができる。中村義男氏が

裳着の年齢は、その出発点においては、女子の初潮の平均年齢と関連していると考えられる。

と述べられており、現在の女性の初潮の平均年齢からも察しても、裳着は初潮と関係をしていたのである。以上の
ことから、棟梁女が裳着を行つた可能性は、若干の年齢の誤差を考慮すると、寛平六年（八九四）以降に行つたと推
測できるだろう。

滋幹は従五位左近衛少将を極官としている。滋幹の父国経の極官は大納言であった。大納言を極官する人物の子が、
近衛少将に任じられる年齢の例を他に調査したが、該当する人物を見出すことはできなかつた。中納言を極官とする
人物の息子が、近衛少将に任じられる年齢の例としては、平伊望をあげることができる。平伊望は、『尊卑分脈』⁽²⁷⁾に



と、記されているように、従三位中納言平惟範の息子である。『近衛府補任⁽²⁸⁾』では、

延喜十七年

(中略)

左少将

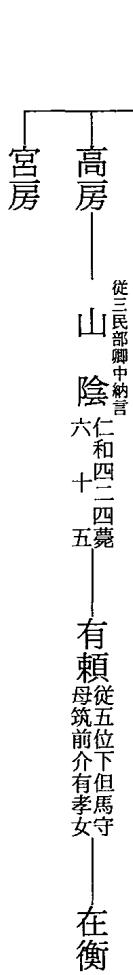
正五下平伊望二十七

五月五日任、元左衛門権佐（後任藤原実頼）、

十一月十七日叙正五下（朔旦冬至）、

と、記されており、三十歳代近衛少将についている。滋幹と平伊望は父親の官職がほぼ同じであると言えるだろう。

また、国経とほぼ同じ年齢であり、官位が同じである藤原山蔭は、『尊卑分脈⁽²⁹⁾』に



と記されている。山蔭の子である有頼は、従五位下で没していることがわかる。摂関家として繁栄しない藤原家の者

は、従五位下までとなるようである。しかし、これらの史料は、比較対象となる国経と比較した場合、前者の場合、年齢が一致していないこと。また両者の家柄が異なることからも、一つの目安として提示することに問題がある。また、後者では同じ藤原氏の家柄である。有頼の官位が滋幹とほぼ同一である。しかし、有頼もまた生没年未詳であることから、滋幹の官位から年齢を導き出すのに不十分であるが参考となる史料であろう。

なお、棟梁女が、裳着の上限と考えられる寛平六年（八九四）で行つた場合、時平の妻取りの出来事の時、滋幹が十二歳くらいとなる。以上のことから、滋幹が左近衛少将従五位上でなくなる承平元年（九三二）は、三十歳から四十歳くらいであつただろう。

貞文が、若君の腕に和歌を書きつけた時期は、具体的な日時は不明である。しかし、『後撰和歌集』から推測すると、延喜三年以降であると考えられる。従つて、滋幹の生年は、母棟梁女の裳着の実施年齢からの推測により導き出したことで、昌泰三年（九〇〇）ごろに出生したと推測できるだろう。

六

冒頭にあげた『後撰和歌集』の他に、平貞文が棟梁女の子の腕に和歌を書いた贈答歌が、『世継物語』に

又ある人の語には。若君のかいなに書て。母にみせ奉れとて。やりたりけるとも申す。

昔せし我かねことの悲しきはいかに契りし名残なりけん

此歌こそちゝのかいなにかきて。母にみせ奉れといふに。わか君みせけり。女いみしく泣て。又かいなきかきて。
て。
返し。

現にてたれ契りけん定めなき夢路にたとるわれは我かは
と記されている。一方『十訓抄』には、

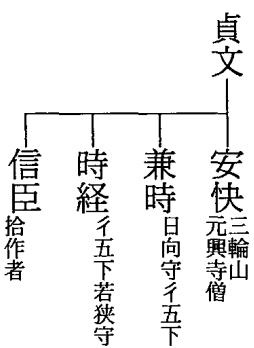
兵衛佐貞文の妻、本院侍従をもさまたげられけり。貞文、消息をだにかよはさずなりにければ、かの女の若君の
歳五つばかりなるが、本院の西の対に遊びける、腕に「母に見せ奉れ」とて、書きつけけり。

昔せしわがかねごとのかなしきはいかに契りし名残なるらむ

返し、

うつつにてたれ契りけむさだめなき夢路とまどふわれはわれかは

とある。このように若君は『後撰和歌集』、『世継物語』では、棟梁女の子、『十訓抄』では本院侍従の子と記されて
いる。貞文は『尊卑分脈』に



とあり、四人の子達がいたという記録が残っている。兼時、時經は、国史に任命された経歴を持つが、いつ任じられたかは定かではない。時平が棟梁女を國經から奪った年は、先に述べたように延喜三年または、四年と推測できると述べた。時平の妻取り婚が起きた当時、貞文は四十歳くらいである。しかし、その時、貞文の子が五歳くらいであつたかは不明である。また、母親の記録は記されていない。『十訓抄』の成立が、貞文と棟梁女の贈答歌が記されてい
る文学作品の中では、一番時代が下つたものになる。

『後撰和歌集』は、九五〇年頃に成立された勅撰和歌集である。『後撰和歌集』成立当時、棟梁女は存命であり、匿名性をもたせるために「詠み人しらず」と表記されたと考えられる。

『大和物語』一二四段の記述から、時平の妻となる以前から棟梁女と平貞文の間には、歌のやり取りがかつてあつたようであるが、棟梁女が時平の妻となつてからは、歌のやり取りはなかつたと思われる。時平自身、棟梁女を知つたのは貞文からであり、貞文自身が懸想をかけていたのは分かつていたと思われる。だから、時平は棟梁女を妻にし、貞文からも遠ざけたのである。しかし、敦忠が四歳の時、延喜九年（九〇九）に時平が没する。時平没後は、再び棟梁女のもとへ通うことが可能であつただろうと考えられると、『後撰和歌集』の記述のようなことをする必要はなかつたと考えられる。

以上のことを見て、『今昔物語集』に記された時平の妻取りを考えると、『後撰和歌集』七一〇番歌の若君は、滋幹であると考えられよう。

※本稿は、平成十八年十一月十八日に行われた第九十四回「松学舎大学人文学会にて「藤原敦忠、滋幹の出生についての考察—時平の妻取婚説話をもとに—」と題して発表したものを加筆修正したものである。

注

- (1) 『新日本古典文学大系』六巻 片桐洋一校注 岩波書店。
- (2) 『新訂増補 国史大系』五八巻 黒板勝美・国史大系編修会編 吉川弘文館。
- (3) 『群書類従』第五輯 塙保己一編 続群書類従完成会。

- (4) 『王朝文学の研究』パルトス社 一二九頁。
- (5) 『新日本古典文学大系』二七巻 大曾根章介ら校注 岩波書店。
- (6) 『新編日本古典文学全集』三七巻 馬渕和夫校注 小学館。
- (7) 『続群書類從』第三十二輯下 塙保己一編 続群書類從完成会。
- (8) 『新編日本古典文学全集』五一巻 浅見和彦校注 小学館。
- (9) 『日本女子大学紀要』五三号 日本女子大学文学部 二〇〇四年三月。
- (10) 『日本古典文学全集』二三巻 片桐洋一ら校注 小学館。
- (11) 『新訂増補国史大系』五九巻 黒板勝美・国史大系編修会編。
- (12) 『八代集全註（第三巻）』山岸徳平編 有精堂出版。
- (13) 『百人一首注釈書叢刊』三 荒木尚編 和泉書院。
- (14) 『大和物語諸注集成』雨海博洋編 桜楓社。
- (15) 『百人一首頼常聞書』や『百人一首倉山抄』など、百人一首歌人の出生の記述のないものは除く。ただし、出生の記述がある『百人一首經厚抄』は、一五三〇年頃に成立したが、敦忠の父が国経である記述が見られない。
- (16) 『大和物語諸注集成』雨海博洋編 桜楓社。
- (17) 『新訂増補国史大系』一〇巻 黒板勝美・国史大系編修会編 吉川弘文館。
- (18) 『医心方—日本医学叢書活字本』野瀬真発行 オリエント出版。
- (19) 『谷崎潤一郎全集』二七巻 中央公論社。
- (20) 『新訂増補国史大系』五八巻 黒板勝美・国史大系編修会編 吉川弘文館。
- (21) 『改訂故実叢書 西宮記』源高明著 吉川弘文館。
- (22) 『新訂増補国史大系』一二巻 黒板勝美・国史大系編修会編 吉川弘文館。
- (23) 『日本古典文学大系』一〇巻 河野多麻校注 岩波書店。
- (24) 『新編日本古典文学全集』三一巻 山中裕校注 小学館。
- (25) 『源氏物語』CD-ROM 角川古典大観 井伊春樹編 角川書店 校訂本文による。

71 『後撰和歌集』七一〇番歌の子について

(29) (28) (27) (26)

『新訂増補国史大系』二三巻 黒板勝美・国史大系編修会編 吉川弘文館。
『新訂増補国史大系』六十巻下 黒板勝美・国史大系編修会編 吉川弘文館。
『近衛府補任』市川久編 続群書類從完成会。
『新訂増補国史大系』五九巻 黒板勝美・国史大系編修会編 吉川弘文館。